

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

不利益処分の内容	社会福祉法人への補助金等の返還命令	
根拠法令等及び条項	社会福祉法第58条第3項	
処分基準	根拠条項	社会福祉法第58条第3項
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象</p> <p>国または地方公共団体から助成（補助金、有利な条件での貸付金又は財産の譲り渡し）を受け、厚生労働大臣又は地方公共団体の長からの措置に従わなかった社会福祉法人。</p> <p>2 処分内容</p> <p>交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずる。</p>	